

① 発行ポイント数

0,000

ポイント

② 合計利用ポイント数

ポイント

残りの利用可能ポイント数

ポイント

下記の<同意事項>の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名します。

平成 年 月 日

申請者

署名

氏名

自署

印

※申請者本人が必ず署名捺印ください。

代理
申請者

署名

(事業者名) ()
担当者氏名

自署

印

※代理申請を担当した方が必ず署名捺印ください。

<同意事項> ※必ずお読みください。

1.ポイントの発行

ポイントは、申請書および添付書類が住宅エコポイント事務局（以下「事務局」という）に到着し、専用の登録システムに正しく入力された申請情報が承認された時点で申請書に記載された申請者に対して発行されます。

2.有効期限

ポイントの発行申請期限は、【一戸建ての住宅】の場合は平成24年6月30日まで、【共同住宅等】の場合は平成24年12月31日まで（ただし、階数が11以上のものは平成25年12月31日まで）となります。また、ポイントの交換申請期限は平成26年3月31日までとなります。交換申請期限終了時に残されているポイントは全て無効となります。事務局は利用できなかったポイントを補償するいかなる責任も負いません。なお、発行申請期限の前に発行予定ポイントまで発行した場合は、上記によらずポイント発行を終了します。

3.保有するポイント数の訂正

申請者、事務局のいずれの責による場合でも、事務局は発行されたポイント数に齟齬のある場合は、適正なポイント数に訂正する権利を有します。

4.交換対象商品の変更

ポイントの利用により交換可能な商品は、終了、または変更する場合があります。

5.登録内容の変更届出

申請情報の個人データ（住所、電話番号等）に変更が生じ、事務局にご連絡がない場合、ポイントの発行、商品の交換申請等が無効となる場合があります。

申請者の住所変更、長期不在、住所不明等の原因により発生した、交換商品の再送に係る送料や手数料などについて、その費用の発生と支払いの責任は、申請者が有するものとします。

6.申請済みポイント交換の変更・キャンセル

一度申請された即時交換・商品交換の変更・キャンセルは受け付けられません。万が一、ポイント利用の変更・キャンセルが生じた場合、事務局の故意または過失による事由にもとづく場合を除き、事務局はポイントの返還に対する責任を負わないものとします。

7.申請対象住宅の調査等

事務局は、住宅エコポイント事業の適正な実施を図るため、必要に応じて追加書類の提出や申請対象住宅への立ち入りを含めた現地調査にご協力をお願いする場合があります。ご協力いただけない場合は、ポイントの発行停止・取消、もしくは発行済ポイント相当分を返金していただく場合があります。

8.免責

申請者の故意または過失に起因して第三者により使用されたポイントに関しては、申請者に生じた損害について事務局はその一切の責任を負いません。

9.紛失・盗難

すでに発行されたポイント通知の紛失、盗難等について、事務局は一切の責任を負いません。また、ポイント通知の紛失、盗難等によって失効したポイントの再発行義務も負いません。申請者および工事施工者（販売事業者）宛にポイント通知を郵送する際に生じる、送付物の遅延、紛失、損害等の全ての事故についても、事務局は一切の責任を負いません。さらに、これらの事由その他の事由により申請者の全ての、または一部の保有ポイントが失われた場合には、事務局は、その一切の責任および失効したポイントの再発行の義務を負いません。

10.申請資格の剥奪

A:申請書に現時点での正しい情報が記載されていない場合 B:本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為をした場合 C:その他、事務局との信頼関係を損なうと事務局が判断した行為をした場合 これらの行為を行う、または行おうとした場合には、事務局は直ちに申請の取消、未使用のポイントの取消、将来のポイント申請を受理しない場合があります。

11.個人情報の管理

ご記入いただいた個人情報は、住宅エコポイント事業の目的の範囲内でのみ利用することとし、ポイント発行・商品交換業務に関するのみに利用します。必要な範囲で交換商品提供事業者等に提供することがあります。また、個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。

12.専属的合意管轄裁判所

申請者は本同意事項にもとづくポイント発行申請、商品交換申請などに関して、万一事務局との間に紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることにします。

<注意事項>

※ご提出いただきました申請書および添付書類は返却できません。

※住宅エコポイント事業に関する規約および告知の内容等については、事務局が作成した印刷物および事務局のホームページ（以下「印刷物等」という）に記載された最新の内容等を優先いたします。印刷物等に記載された内容等に変更があった場合、変更前の印刷物等に記載された内容等についても変更されたものとみなします。

※国からの補助金を受けて工事を行っている場合は、ポイントは申請できません。

※20歳未満の方はポイントを酒類へ交換することはできません。

※申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

⚠ 申請される方は、本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

⚠ 即時交換を利用される方は、郵送では申請できません。窓口で申請をお願いします。